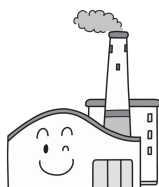


事業系一般廃棄物の取扱いについて

営業用の事務所や店舗、工場といった、一般家庭以外の事業所から出るごみは、すべて『事業系一般廃棄物』として、集積所には出せませんので以下のいずれかの方法により処分してください。

1. つくばみらい市が許可をした「一般廃棄物収集運搬業」の業者と契約の上処分する。料金は業者の方とご相談ください。
2. 自ら常総環境センター（ごみ処理場）へ搬入する。その場合は、市役所生活環境課（伊奈庁舎）において「事業系一般廃棄物搬入許可」の申請をし、許可証の交付を受けてください。料金は10kgあたり210円です。また、指定袋制度による分別の徹底を行わない場合は搬入できません。粗大ごみなどの産業廃棄物は、環境センターには搬入できませんのでご注意ください。



◆問い合わせ先

伊奈庁舎生活環境課

☎ 58-2111（内線1121）

市税・国保税の納め忘れはありませんか！

10月から12月の「滞納整理強化月間」の取組について

市では、10月から12月を「市税・国保税の滞納整理強化月間」として市税・国保税の滞納整理を実施します。

この強化月間中においては、電話催告や休日の訪問徴収などを行うなど市税・国保税、一斉の滞納整理に取り組みます。また、理由なく税を滞納されている方に対しては、預貯金や給与を中心とした差押処分を実施します。職員は、写真付きの証明書を持参していますので、ご協力をお願いします。

特に今年度は、三位一体改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲により、自主財源としての市税の重みが一層増すこととなります。同時に、税に対する厳正で公平な執行がこれまで以上に求められ、納税に対する不公平感を無くし、滞納の未然防止に努める必要があることから、積極的な取り組みを行います。

市民のほとんどの皆様には期限内に納税していただいております。未納になっている方は早急に納税されますようお願いいたします。



◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室

☎ 58-2111（内線1140～1144）

市税の納付は便利で確実な『口座振替』をお勧めします。

口座振替にすると、出掛ける手間が省け、納付忘れを心配する必要がありません。お申し込みは納期限の1ヶ月前までに！

また、納税が困難な場合は、納税相談を受け付けておりますので、伊奈庁舎税務課収納対策室までお越しください。